

# 総務企画常任委員会

令和4年12月9日（金）



## 総務企画常任委員会

定例会名 令和4年第4回定例会  
招集日時 令和4年12月9日(金) 午前9時58分  
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 藤田 尚美  
副委員 長 遠藤 憲子  
委員 黒木 のぶ子  
" 石原 幸雄  
" 市川 圭一  
" 諸橋 太一郎  
" 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員  
副市長 滝本 昌司  
経営企画部長 吉田 将巳  
総務部長 飯野 喜行  
市民部長 小川 茂生  
議会事務局長 野口 克己  
経営企画部次長兼  
政策企画課長 二野屏 公司  
財政課長 糸賀 修  
総務部次長兼人事課長 本多 聡  
管財課長 小林 浩子  
市民部次長兼  
市民活動課長 栗山 裕一  
総合窓口課長 川真田 智子  
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者  
書記 齊藤 孝順

## 令和4年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 総務企画常任委員会

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 47号 | 牛久市役所出張所設置条例について                           |
| 議案第 48号 | 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について             |
| 議案第 49号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について    |
| 議案第 50号 | 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について                    |
| 議案第 51号 | 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 52号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 議案第 53号 | 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 議案第 62号 | 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて             |
| 議案第 63号 | 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について                           |
| 議案第 64号 | 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について                    |
| 議案第 65号 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について                    |

午前9時58分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、経営企画部次長兼政策企画課長、財政課長、総務部次長兼人事課長、管財課長、市民部次長兼市民活動課長、総合窓口課長、庶務議事課長であります。

書記として、齊藤さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 47号 牛久市役所出張所設置条例について

議案第 48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について

議案第 49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第 51号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

議案第 63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第 64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第 65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について

以上11件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第47号、牛久市役所出張所設置条例についてを議題といたします。

議案第47号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 おはようございます。総合窓口課の川真田です。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、議案第47号、牛久市役所出張所設置条例について御説明いたします。

本条例は、令和5年2月1日に市の出張所として新たにひたち野リフレプラザ市民窓口を設置するため、現行の条例を全部改正するものです。

設置の根拠としては、第1条において、これまでの条例と同様、地方自治法第155条第1項による設置となります。

第2条では、出張所の名称、位置、所管区域を定め、現在のエスカード出張所、奥野出張所、三日月橋出張所に加え、新たにひたち野リフレプラザ市民窓口を追加した表になっております。

位置は、牛久市ひたち野東1丁目33番地6、所管区域は牛久市全体となっております。

なお、この条例の施行について、取扱業務など必要な事項は、規則を新たに制定して定めることとなります。

本議案と関連した議案は、議案第62号となっております。

こちら、ひたち野リフレプラザ市民窓口の業務内容は、現在、総合窓口課で行っている各種証明書の発行業務や転入、転出等の住民異動と異動に関連する諸手続、出生、死亡等の戸籍の届出の受付と届出に関連する諸手続などに加え、エスカード出張所でも行っている図書の貸出し及び返却業務や観光案内などを行う予定です。また、新たに3階の有料スペースの貸出しに関する業務も行います。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田委員長 これより議案第47号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

当初、このリフレプラザの出張所の開設については、秋口ということで説明を受けていたと記憶しているんですが、どうして年明けにずれ込むことになったのか、その理由や背景等について御説明いただきたいと思います。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど御質問いただきました、当初秋口開設と御説明しておりました窓口の開設が遅れた理由として、まず、当初から設計をさせていただきまして、その後、工事の発注を9月にさせていただきました。執行部としましてはできるだけ早い開設を目指して鋭意進めてまいりましたが、今申し上げましたとおりに設計の時間を要したこと、あとは実際に工事のほうでも、今資材の購入もなかなかこちらが見込んでいたような予定には進まなかったというところもありまして、2月の開所の予定としております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、2月ということの開所時期のこれ以上の遅れということはないんですね。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 こちら工事発注側としては、毎週工程会議を受注者とやっております。その中でも特に工事の進捗の遅れというのは報告を受けておりませんので、予定どおり2月の開所を目指して進めてまいります。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、開所が遅れた理由については、地域住民とか市民等に対する周知徹底というのはどのようにお考えですか。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 開所が遅れたのは、やはり今課長からも説明させていただいたように部材等の搬入とか工事関係で大分時間がかかりまして、設計のほうも予定よりはちょっと時間がかかりまして遅れたというのがあります。

2月の開所に向けて今準備を進めていますけれども、今後、2月の遅れないようにそこにスタートしていくということになりますけれども、市民に対してタウンミーティング等でも秋口というところでお知らせしていますので、広報紙あるいはいろんなところで2月の開所というところでは十分に周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○藤田委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 このリフレプラザだけが窓口ということで、例えば出張所とか支所という名称のほうが市民にはなじみやすいということではないかなというふうに、何人かひたち野うしくの方たちに聞いたんですね。前のときも、何か窓口というふうな名称になったんですけども、皆さんどう感じますかねみたいな感じで地域住民にちょっと御意見を伺ったら、やはり出張所とか支所とかいう感じのほうが名称的にはいいということなんですけど、どういう経緯の中で窓口となったのか。そんなに行政に関して問題はないとは思いますが。

それと、このリフレの中で全て、例えばマイナンバーカードなんかも取れるようになるということなんですけど、マイナンバーカードというのは1人につき使われる時間とかがすごくかかるんですね。そうしたときに、駐車場は139台で、教育委員会が60人規模で行く。その何人かがあそこを使う。そのほかに、マイナンバーカードに時間を要するための駐車場の滞在期間というんですか、そういうものもありますし、図書の貸出し、あるいはいろんな面であそこの駐車場というのが手狭になっていくと思われるんですね。だから、その辺の措置というか、駐車場が別なところに用意されているのかどうかということ。

取りあえずこの2つを聞きたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 出張所、支所というところですけども、リフレ市民窓口課という名称で進めたいと思っております。これは、今議案第47号の出張所設置条例にもあるように規定はしているんですけども、支所という形ですと市内のある程度のエリアを限定しなければいけないというところがありますので、現在、牛久市内全域を対象にするということで規定するというところで、できるだけ業務は支所に近い形で行っていきたいというところではいるんですけども、支所ですと市役所の様々な窓口以外の業務いろいろ背負っていかなくてはいけないというのがありますから、画面で、ライブオンでつないでそういった業務をできるだけこなしていきたいと思っています。規定上は出張所という形の位置づけにはなるんですけども、業務はできるだけ支所に近い形で行っていくということでもあります。その中での位置づけの課は、リフレ市民窓口課というところで業務を行っていくということになります。

マイナンバーカード等のそういったお客さんの対応で駐車場は大丈夫かということなんですけれども、正面のリフレの下の駐車場がありますから、あそこは一般の利用者の確保ということで十分に確保して、上の会議室の利用者の駐車スペースも十分確保した上で行う予定でいます。教育委員会あるいはリフレ市民窓口課職員は、民間の駐車場を確保するところで今管財課の担当で動いていますので、民間の駐車場を確保してそこに止めるという形で、一般の利用者はリフレの前の駐車場を十分確保して対応していきたいと思っています。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今御答弁いただいたら、支所というのかなりの範囲というか、言葉そのものはそんなに影響ないのかなと思っていたんですが、やはり業務の内容そのものが拡大されるというような意味合いと思ったんですけれども、そのような感じでいいのかどうかということと、あと駐車場の件ですよね。本当にあその間隔が、駐車場そのものの幅というんですか、それが狭いので、やはり使う人にとっては、それよりも市役所のほうが駐車場もいっぱいあるし、向こうよりも市役所のほうにそういうマイナンバーカードなんか取りに行きたいというような、先ほど申しましたように何人かの地域の人のお声ではあったんですけれどもね。支障がないような形で、そういう市民に、常に私は市民、市民と言うんですけれども、市民の方たちが止めやすいような形で、台数をいっぱい止めるために狭くしたりするとなかなか止めづらいということもあります。

それと、教育委員会とかその他は民間のほうで対応したいと思っているわけなんです。でも、別途またそちらのほうも、周辺の駐車場というのは結構高いということも聞いているんですけれども、その辺についての予算措置というのは、新年度、来年令和5年度で措置されていくと思うんですけれども、どのようになっているのか、もしここでお聞きできるのであればお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 リフレの市民窓口課は、支所に近い業務ということであります。通常は総合窓口課で業務を行っている転入、転出あるいは戸籍の届出に関する業務、そういった窓口の基本的な業務は可能な限り行っていく。あと、支所ですので、例えばいろんな相談業務、福祉に関する相談とか、転入、転出等の住民異動に関するもの以外に、問合せ等相談、いろんな市役所に対してほかの関係課のほうの相談、そういったものは可能な限りライブオン画面でこちらの窓口の担当とつないで、相談等、処理できるものは行っていく。可能な限り、ここではできないので本庁、市役所へ行ってくださいというコメントはできるだけしないように、その業務はできるだけこなすような形で行っていきたい。それを市民部のほうにお願いしていきたいと思っています。

あと、駐車場の部分ですけれども、駐車場は、今回、現在の12月補正に2月、3月分の駐車場に関する補正予算を上げさせていただいています。もちろん、5年度の当初予算にも駐車場に関する予算については計上させていただいております。その部分については、今の駐車場に関しては職員の一部負担もありますので、そういった部分も踏まえて、できるだけ民間の駐車場のところで適切などいいますか、金額等の部分等、今担当のほうで十分調整を図っているところであ

ります。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 再度確認したいんですが、駐車場の一部個人負担というのは、ここの本庁舎の職員たちが使っているのが2,000円の負担ということなんですが、向こうが例えば高い駐車料金であっても、それは同じくというふうに考えられるのか、られないのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 駐車料金につきましては、御存じのようにリフレの場所になりますから、駅前ですので、あの周辺は非常に高いというのもあります。一団、ある程度のスペースで40台、50台確保するということになりますので、そこは駐車場を持っている業者といいますか、そことの交渉になりますけれども、基本は辞令で向こうへ教育委員会の職員あるいはリフレ市民窓口課の職員が行きますので、過大な例えばそれを全て、5,000円、6,000円負担するというのではなくて、こちらの職員とある程度バランスの取れた金額、一部を負担していただいくという形になると思いますけれども、この部分で調整をしていきたいと思っています。

以上です。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課本多です。よろしくお願いいたします。

今の駐車場に係る御質問に、ちょっと補足なんですが、こちらの市役所で職員が使っている職員駐車場のほうは、一番近いところが3,500円の負担、少し離れた道路の向こう側、あちらのほうは1,000円ということでやっております。ですので、それを踏まえた形での金額設定を今検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 一律ではないんですね。そういうふうになるということは、先ほどのリフレの周辺は地域の人たちが申しますにはすごく高いということなので、そうしますと、駅に近いということで市の職員の負担も多くなるというふうになるんですね。遠いところは1,000円で、そうじゃないところは3,500円ということなので、その辺のバランスを、職員で同じく業務、執務をしてもらう人に対しての、何かその辺についてはちょっと理解できないので、その辺については今後ということでどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 こちら市役所のほうでも金額の設定は近いところと遠いところでは変えておりますので、その金額設定を十分に踏まえた上で、リフレの職員の駐車場に関しましても十分調整を図ってまいりたいと思っております。

○藤田委員長 ほかに質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第47号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第48号、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

議案第48号について、提案者の説明を求めます。管財課長。

○**小林管財課長** 管財課小林です。よろしくお願いいたします。

私から、議案第48号、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について御説明させていただきます。

本条例なんですけど、ひたち野リフレプラザとしまして、2階のフリースペース、あと3階のスカイスペースを設置いたします。

目的として、市民の交流の場、市民の文化芸術活動の振興、ひたち野リフレ利用者の自主的な活動を推進するという目的でございます。

3階のほうなんですけど、従前ですと奥側のちょっと一般の方はなかなか入りにくいところになる階段がございましたが、現在進めている改修工事で2階から直接3階に上がる階段を施工中でございます。そちらから直接3階の希望の方は行けるように改修をしております。

続きまして、料金ですが、第5条で規定しておりますとおり、18歳に達する日以降最初の3月31日までの方は1時間当たり50円、それ以外の者は1時間当たり100円。これはスカイスペース3階のほうは有料として設定しておりますが、2階のフリースペースは従前どおり皆さん御自由に使っていただける場所として設定しております。

今回の条例の施行ですが、来年の令和5年2月1日でございます。

本条例の附則におきまして、牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する予定となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**藤田委員長** これより議案第48号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。市川委員。

○**市川委員** よろしくお願ひします。

47と48ちょっと関連しているので、48号でリフレということで質問させていただきますので、ちょっとかぶる部分があるかと思ひます。

まず、リフレの窓口のほうに異動する予定という形で、職員の、そういう発表もございました。実際異動したとして、本庁舎現市民窓口課、そうするとその職員はどのような形で何名体制でやっていくのか。

現在、マイナンバー等々で混んではいます。リフレが2月開所予定ということであると、ちょうどその期限のときにぎりぎりにずれ込むんじゃないかなという。そうすると、そちらにも大勢の市民の皆さんが押しかけるのではないかというのが想定されますよね。そのときに、現況の体制でもあのような状況で、じゃあ果たして2か所の開設になったときに、どのような、多分結構想定外のことが起きると思うので、なかなかお答えはしにくいのかとは思ひんですけども、現時点で想定していることがあれば、どのような形を取っていかれるのか。

あとは、体制的に補充を現段階でもしていると思うんですけども、職員さん。担当というか、た

しか2名ぐらい担当を増やしたようなことも、会計年度かな、そのようなこともちょっと聞いたんですけれども、今後そのような形で増やしていくのか。

あと、時間外ですね。やはり当初の勤務体制よりは多分ハードになってくると思うんですね。そうすると、いわゆる年配者の市民の方が来たときに、やっぱり1人当たり1時間とかそのぐらいの時間を最低でも要しちゃうような気がするんですね。そのようなときに、時間外を極力しないようにということでもなっていますけれども、ある一定の職員にもしかすると偏ってしまうとか、そういうことも想定されると思うんですね。ですので、そのような形の想定の中で、どのように現段階で担当としては考えていらっしゃるのか。

ちょっと今取りあえず2点、その点についてお聞きします。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 いろいろ御心配いただき、ありがとうございます。

確かにマイナンバーカードの業務は、12月中に申請した方までがマイナポイントの対象になるので、それが2月の末までということになって、もう今週12月になってからも大変な新たに作りたいというお客様が駆け込みで来ています。この方たちが2月の末までにマイナポイントを取得したいということで、また併せてたくさんいらしてるわけですね。しかも、おっしゃるとおり予想外に高齢者の方たちはスマホとかそういうデジタル関係には非常に不慣れで、結局役所でやってもらうというところでもかなりたくさん来ていますね。携帯ショップとかでも予約の上マイナポイントの業務はやっていただけるんですけれども、なかなかそっちのほうには説明しても流れなくて、やはり市役所という信頼ブランドに来てしまうのかなという、現場の感覚ですが、あります。確かに電子マネーって何というところから説明しているような状況で、現金主義の方もたくさんいるので、現金しか持ってないからこの通帳に入れてくれ、現金を2万円入れてくれと、こういう話とか、想定外の質問をする方がたくさん押し寄せている、こういった現状があります。このお客様が確かに2月の末までにたくさん来るのかなと、さらにたくさん。

現在、一生懸命マイナンバーの交付できましたよというはがきを出しているんですけれども、かなりこれからもたくさんのはがきを出すようになるんですね。なので、1月から2月は大変な混雑になるのかなと予想されます。しかも、マイナンバーに関する正職員は2人おまして、その1人がリフレに行くようになってしまうんですね。なので、なるべくお客様にリフレのほうに行っていただきたいという案内をしていきたいと、何かの手段でやっていきたいと思うんですが、とにかく高齢者は本庁舎が大好きなので、どれぐらい通用するかななんて冷や冷やして日々そういう話をしているところです。とにかくリフレのほうに流れるように持っていきたいとは思いますが、これは全ての業務についてやっていきたいと思っているところです。

しかも、その次は3月の異動の時期が来ます。もう3月は物すごい混雑になってしまうので、現体制でどうやってやっていくかということは今課内でやりくりしているところです。

マイナンバー業務については、今同じ市民部でほかの課の職員たちが応援に来てくれているところで、何とかそれで本当にやっているような状況ですね。

あと、マイナポイントの職員2名を、会計年度さんなんですけど、雇ってもまだまだ追いつかな

いので、今回の補正では、あと2名分募集して増やしていきたいと考えているので、補正に計上しています。

あと、御質問の時間外ですね。時間外業務はもう日々かなり増えておりまして、こちらの補正予算も今回の議案で計上しているところです。

かなりハードになるということはもう予想はされておりますが、市民のお役に立つのが役所の仕事ですから、内容をよく精査しながら、協力しながらリフレとやっていきたいと考えております。

以上となります。

○藤田委員長 市川委員。

○市川委員 それだけ業務が煩雑になってきて、時間外が増える。課長は今市民に奉仕ということで、それが役所の、確かに市役所というのは最大のサービス業かなと私も思っているんです。ただ、私、立場的に監査委員というのをやらせていただいている中で、やはり職員の時間外勤務のそれを、毎回定期監査でやはりある一定の職員に偏ったりとか、窓口、要するに何々部の何々課が偏って多いというのがよく見られるんですね。ですので、人事課長もそういう部分では、前はそういう担当局長だったので、多分頭を悩ませているかと思うんですが、やはりストレスを感じてしまって、せっかく最大限の市民サービスという形でやっている中で、本人が参ってしまうということも想定されてしまうので、もし今2人専門で、1人リフレに行くと、そうするとその方が多分比重が大きくなってくると思うんですよ。それにかかる負担等々もね。だから、そういうところでのケアも先々は考えていかなきゃならないのかなというのは、すごく今話を聞いていて感じているんですね。ですから、いわゆる不公平感のないような形で、何だ、そっちの課に行っちゃったらこうなっちゃったなんていうふうにならないような形で、やはりそこら辺は上の方たち、もちろん部長なり次長なりがフォローしていかなきゃならないと思うんですけれども、そういう点のフォローアップ体制。

あと、さっき47号で、黒木委員から駐車場のことがありました。やはり相当、ひたち野地区の場合は駅前ということで、極端なことを言えば倍以上の金額になってしまいますよね。それはもちろん民間なので、民間の駐車場を借りるとなれば、やっぱり民間自体が経営していかなきゃなりませんから、それなりの利幅というのはあると思うんです。ただ、やはり極端に増えてしまうと、じゃあそっちには行きたくないよというふうな方もいるのではないのかなというのは感じるんですね。今のところ正職員はしょうがないですよ。上からの命令であっち行け、こっち行けといえば行くしかない。ただ、その中で会計年度職員等々、聞くところによるとあまり人気がないような話も聞いてはいるので、その点やはり補助というか、駐車場に毎月の負担割合が倍以上とかになれば、やっぱり考えちゃうと思うんですよね。あとは、通勤する中でももちろんガソリン代等もかかってきます。そこら辺は補助が出ていると思いますけれども、通勤手当という中でね。そういう、さっき部長もある程度それは考えていますよというふうな御答弁でしたけれども、現実やっぱり、この駐車場を借りる場合にはこの金額だとこれぐらいの補助ですよというのは具体的な案がないと、なかなかじゃあ私そちらに行ってもいいですよと手を挙げてくれる方

も少ないのかなとは思っちゃうんです。

ですので、そこら辺の、何て言うんですか、両面、今、人的フォローと駐車場、いわゆる金銭的な部分、そこら辺の体制というのはどのようにお考えになっているのかお聞きします。

○藤田委員長 市民部長。

○小川市民部長 まず、職員体制のフォローアップ体制というところのお話なんですけれども、現在のこのマイナンバーカードの申請に伴うお客さんの増というのは、これは大変異常とも言えるぐらいの数が来ています。これも期限が決まっているという部分があって、この時期に集中しているというのはもう顕著なんですけれども、これをリフレの窓口がオープンすることによって分散化させるという意味では、窓口がもう一つ増えるというのはある程度の効果があるのかなと考えます。

また、それによって人手が取られちゃうんじゃないかというところで、どういうふうにフォローアップしていくのかというところではございますが、これに関しては、現在の総合窓口の中でも市民部全体で応援体制を組んでフォローしているところではございますが、リフレがオープンしてどのぐらいのお客さんが来るのかというところはまだ全く分からないところではございますが、リフレの状況が大変混雑するとかそういうところで人員が不足してくるということであれば、市民部内の流動体制によって対応していくと。それがマイナンバーカードの申請とあとマイナポイントのフォロー、その辺のことにしましては、一定の時期に集中して、それ以降は徐々に減っていくものかと考えますので、そのような体制でまずは対応していきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 駐車場の件ですけれども、駐車場は先ほどお話ししたように、ひたち野の駅前は非常に借りるところ、民間は非常に高いところがあります。6,000円、7,000円ぐらいの金額でというところが駐車場の料金かなと思っています。

先ほど次長からもありましたように、市役所のこの駐車場もA、B、Cとありまして、今一番近いところは3,500円なんですけれども、大体そのぐらいをまずは基本的に職員の負担はどうかというところを考慮して、過大な負担とならないように、そこは今実際にこちらの市駐車場を借りている職員も3,500円ぐらいの負担で近いところの駐車場を借りているというのもありますから、そのぐらいの金額でどうかというところを基準として今調整を図っているところです。

以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑及び意見のある方は御発言願います。諸橋委員。

○諸橋委員 それでは、数点の質問をさせていただきます。

全協で配付された資料によりますと、6階には市内業者が入居するということになっておりますが、賃貸には何者の申込みがあったのか、また問合せは何者からあったのかをお尋ねいたします。

あと、5階と6階のフロアは、以前は約1,000万で賃借していたということでありましたが、今回の賃貸料金はお幾らで設定されたのか伺います。

それと、スカイスペースとフリースペースの管理について何点かお尋ねします。

使用料の管理はリフレの市民窓口課となるのかという点と、開放時間が夜9時までになります  
が、リフレの市民窓口課が閉まった後の管理はどちらが担当することになるのかということと、  
何かあった場合の緊急連絡とかそういった対応がどのようになるのかという点についてお伺い  
いたします。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課です。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、6階のテナントの申込者ですね。実際にこちらで規定している入居を希望するという申  
込書を出していただいた者は1者です。実際、6階のテナントの募集は広くホームページ、あ  
とは広報紙でも募集をしたところですが、この募集に関して問合せをいただいた会社ですが、3社ご  
ざいます。

あと、次に5階と6階、以前小森コーポレーションが入居していたときには約1,000万、  
賃料として歳入がございました。今回、6階のテナントを募集するに当たっての料金なんです  
が、まず賃料としては40万円、共益費として4万円、これにそれぞれ税を加算した額として  
明示しております。ちなみにこちらの料金でございますが、宅建協会さんとあっせん協定を締結  
しておりまして、宅建協会さんの査定による額となっております。

あと、2階と3階、それぞれスカイスペース、フリースペースの管理なんですが、使用料の管  
理はリフレ市民窓口課をお願いすることになっております。

確かに窓口の業務としましては本庁と同じ5時15分まででございますが、リフレビル自体が  
夜の21時、夜の9時まで開館しております。その間の管理なんですが、今現在、有料とい  
うこともございますので、券売機の導入を検討しております。

あとは、例えばですけれども、何らかの緊急事態が発生した場合です。今のような機械に関  
しましては、今検討している券売機の保守の中で対応していただくということで、こちらのほうも  
検討でございます。

以上です。

○藤田委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 今お答えいただいた内容で確認しますと、6階の賃料が大分以前と比べると安くな  
っているということであるんですけれども、ほぼ半額以下になるんですけれども、この認識とい  
うのは、以前小森さんが破格の値段で契約をしてくれていたのか、今回の値段が世間一般的なもの  
になったのかという点をお尋ねしたいのと、まだこれは契約が済んでないので会社名は言えな  
いと思うんですけれども、市内業者という点で間違いはないのかということと、あと、この時間の  
管理についてなんですが、借りる人はほとんど時間を守って借りてくれると思うんですけれど  
も、中には短い時間で券を買っておいて、後から来る人がいないから長く使っちゃう人もいな  
いとは限らないんですけれども、そういった場合にチェックというんですか、そこまでチェックする  
のは難しいかもしれないんですけれども、結局、性善説に基づいていると、結構それをかいくぐ  
る人というのは実際一定数いるので、そういったところで不公平感がないようにしていただきたい

んですが、その辺の管理についてももう一度お伺いいたします。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの御質問、お答えいたします。

まず、1点目、料金の比較からすると、確かに小森さんは破格かなというふうに感じられるかもしれませんが。私の説明が不足しておりましたが、約1,000万の歳入の中には、実はリフレビルの前の駐車場の料金も含まれておりました。私先ほど40万、あと共益費の4万というのは建物の賃料としてしか申し上げておりませんので、ここにプラス今後は、市内業者さんと契約がまとまった暁には、契約の台数も向こうには打診はしておりますので、そちらの金額が歳入としてはさらに追加される形になります。申し訳ございません。

あとは、時間の管理ですね。これは具体的には3階のスカイスペースの件ということですよ。確かに1時間という単位で皆さんには御利用いただくという形ですが、そういった点はやはり実際あるのかなということは考えられるんですが、まず、先ほど申し上げたとおり、このエリアに関しましてはリフレ市民窓口課の職員が担当しますので、まず職員が見回りといいますか、そちらを見てもらうというのが1点でございます。あとは、夜間に関しましては、ビルの1階ですが、管理人が常駐でございます。なので、こういった適切な利用がされているかという確認、あとは併せて夜間の安全確認という点を含めまして、1階の管理人には夜間は特に重点的に巡回するようには今後お願いする予定でございます。

以上です。

申し訳ございません、1点答弁漏れましたので。

6階のテナントさん、以前御説明した市内業者ということで、それは今現在も変わっておりません。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 1点だけ質問します。

このスカイスペース、有料なんですけど、使用できる設備はどのようなものがあるのか。そして、通常だと恐らくブースに分けて区画されると思うんですが、その1つのブースがどのくらいの面積で、幾つ造るのか。よろしくをお願いします。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの御質問、お答えいたします。

スカイスペースに備えられている設備でございますが、2階のフリースペースとの差別化を図るという目的もございまして、各個別ブースに電源が取れるコンセント、あとはそれぞれの照明を備え付けてございます。

あと、2点目、それぞれの個別ブースですが、大体ですが、お一人大体4平米ぐらいのエリアを取れるように今やっております。これは全員協議会でも御説明させていただきました。ブースとしては7つで工事のほうも進めさせていただいております。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 仕事の合間だとか、あるいは学生さんの勉強、そういったことに使われると思うんですが、ネット環境はないんでしょうかね。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの御質問、お答えいたします。

ネット環境なんですが、リフレプラザは既にフリーWi-Fiが設置されております。皆さんにはあくまでここはフリーWi-Fiということ为前提として御利用いただくということで、そういった環境は整備しております。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 第7条についてですが、既に納付された使用料は返さないということなんですけれども、でも、次の各号のいずれかに該当する場合はその全部または一部を還付することができるとなっているんですが、下の(1)、(2)で言われていることの実体性ですね。最初にもう納付した使用料は還付しないとっておきながらということなので、その辺の説明、具体的にお願いしたいと思います。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 その理由についてですけれども、万が一、料金を払ってスカイスペース利用の際に、例えば万が一停電になったとか電気が入らない、いろんな条件で施設の料金を払ったにもかかわらずそのエリアをきちんと有効に使えなかったという場合には、お返しする場合もあるという、そういったイレギュラーなる状況が発生した場合のことを想定しての規定ということになります。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ただいまの部長の答弁を理解しますと、ということは、もう納付された使用料については絶対還付しないということですよね。いいんですね。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 券売機等で料金を支払っていただきますので、例えば5分でも10分でも利用して途中で退席した場合にも、その料金をお返ししないということで基本進んでいきます。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 その理由としては、あくまで券売機という、マンツーマンのやり取りじゃないからできないという理由で理解していいのかどうか、その辺の確認です。

○藤田委員長 総務部長。

○飯野総務部長 券売機というのを今想定してはいますが、例えばリフレ市民窓口のところの窓口へ来てお金を払って、そういった場合も同様です。基本、5分でも10分でも使用した場合にはお返ししない。ただし、そういうイレギュラーな理由でもってきちんとその環境を提供で

きなかった場合にはお返ししますという規定です。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、数点ちょっと質問したいと思います。

まず、こちらのリフレプラザの利用者数の想定ですね。先ほど、本庁舎にかなりの人数がいろいろな理由で訪れているんですが、利用者数、難しいかと思いますが、どの程度執行部としては考えているか。それで、やっぱりそれに合わせた人員配置をしているということだと思っので、その辺どのように考えているのかお尋ねします。

それと、市民窓口課とフリースペース、スカイスペースの時間が違うんですね。8時半から17時15分、それから8時半から21時ということで、このときにフリースペース、スカイスペースに人員がいるのかいないのか。先ほど券売機ということもありましたので、その辺の人員配置がどうなるのかということ。

それと、あとやっぱり夜の遅い時間になりますので、防犯体制、あと警備会社に対応するのかどうか。その辺を確認したいと思います。

それと、駐車場の管理なんですが、今まではどういうふうな対応だったのか、今後についてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

リフレでどれぐらいの人数を想定しているかという点についてお答えいたします。

牛久市全体の人口で割り返して、ひたち野の人数がどれぐらいいるかという、そのパーセンテージを掛けて、現在総合窓口課で受けている証明書、戸籍、いろんな業務の合計を割り返すと、大体1日100件から120件ぐらいかなと考えております。これにプラスして図書業務、これは多分エスカードよりかなり多くなるかと思っます。その人数はこちらではちょっと把握し切れないんですけども、こちらもかなり多くなるのではないかと考えています。

あと、人数については、土日開所するということになると、シフト管理ということが必要になってくるので、土日に何人、出勤したという人は必ず代休を取るしかないんですね、月曜日から金曜日の間に。そうすると、何人平日に要るかなというのを考えた上で、こういった人数になってくるのかと思っております。それにプラス休暇だったり、病気とかで不測のこともあつたりするので、そういったことを考えると、10人というのは最低限の人数適正だと思っます。

以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課のほうでお答えいたします。

続きまして、今の御質問の窓口課の開設時間とあとフリースペース、スカイスペース開設時間が違うということで、基本的に窓口の職員は業務時間内まででございますので、5時15分からリフレビルが開いている21時までの時間でございますが、基本的に職員は常駐ということは今

想定しておりませんので、先ほどの券売機の導入をそこで検討しているところでございます。

先ほどの御質問でもお答えしたんですが、1階に常駐の管理人がございまして、管理人に委託している内容として、不審者がいた場合には注意する、あとは警察に通報するなど仕様として含まれておりますので、そちらでの安全体制を今までどおり図ってまいりたいと思っております。防犯体制というのは、その点で引き続き管理人のほうにやってもらう予定でございまして。

あと、リフレ前の駐車場でございます。当然利用者が増えることが想定されますが、駐車場の利用としましては、基本、まず入り口で、御存じだと思います、黄色券を取ってもらって、帰りにサービス券を取っていただくという形で、こちらの運用の方法は特に変更の予定はございません。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、17時15分から21時については、職員がこちらのリフレプラザにはいらっしやらないということで、対応については管理人というかそういう方がやられるということなんですが、この管理人というのはシルバー人材センターに委託しているのかどうか、ちょっとその辺。

それと、何人でそういう対応をするのか、そしてまた緊急事態があったときの対応ですね。本庁舎とリフレとの緊急連絡、そういうものがどうなっているのかということを知りたいと思います。

それと、駐車場についてはもちろん機械で管理しているというのは知っているんですが、結局、例えばスカイスペースを利用される方が21時までですよ。駐車場管理についても1階の管理人の方が対応していくのかどうか。その辺を知りたいと思います。

○藤田委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの御質問、お答えいたします。

まず、1階の管理人室にいる管理人ですが、シルバー人材ではなく、高橋興業という、主にそういったビル管を専門としている業者でございまして。管理人は常駐ですが、1名でございまして。

緊急体制でございまして……、申し訳ございません、お待たせいたしました。もし有事の際、管理人から直接管財課のほうにつながる電話というのも失礼ですけども、こちらで電話対応は取れるようにはしておりますし、もし万が一直接職員と連絡を取れない場合も、本庁舎の1階の警備員から私ども管財課のほうに、もともと緊急連絡網というのを整備しておりますので、そちらで対応は取れるようにしております。

あと、21時閉館まで施設を利用された方の駐車場なんですが、管理人は9時半までが就業時間でございまして、この時間まででしたらば、何らかのトラブルはすぐに管理人が対応するようになっております。

以上です。

○藤田委員長 以上で議案第48号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す

る条例についてを議題といたします。

議案第49号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○**本多総務部次長兼人事課長** 私のほうから、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

本条例は、地方公務員法の改正に伴い、市職員の定年制度について、定年の段階的な引上げ並びに役職に係る定年制度及び定年前の短時間勤務制度などの導入を図るため、所要の改正を行う内容となっております。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、それぞれの地方公共団体において条例で定めており、今般の国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることから、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とするとともに、関連する制度の導入を図るものでございます。

それでは、主な改正点について御説明いたします。

1点目として、定年について、来年度、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月から定年が65歳となります。

2点目は、部長や課長などの役職の定年を60歳とする役職定年制の導入でございます。ただし、職務や責任の特殊性や欠員となった場合の補充が難しい場合など、特別な事情がある場合は例外措置を講ずるとされております。現在のところ当市ではそのような役職はございません。

3点目としまして、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応した定年前再任用短時間勤務制です。定年引上げにより、65歳までフルタイム勤務を原則としますが、60歳以降について短時間勤務の職で再任用することができます。

4点目は、暫定再任用制度です。現行の再任用制度を廃止し、定年引上げが完成する令和13年度まで、現行の再任用制度と同様の制度運用により暫定再任用制度の措置を行います。

5点目は、60歳以後の任用及び給与に関する情報提供と、60歳以後の勤務の意思を確認する情報提供及び意思確認制度となっております。

6点目は、60歳に達した職員の給料月額について、60歳時点の給料月額の7割とする内容となっております。

本条例の施行は、令和5年4月1日となっております。

以上でございます。

○**藤田委員長** これより議案第49号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田委員長** 以上で議案第49号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、管財課長より発言を求められておりますので、これを許します。管財課長。

○小林管財課長 管財課小林でございます。

先ほどの議案第48号の答弁の中での説明の訂正をさせていただきます。

リフレの管理会社の件ですが、こちらを委託管理会社と修正させていただきたいと思っております。先ほど管理会社として高橋興業と私発言いたしました、こちらを委託管理会社と修正させていただきます。申し訳ございません。おわびして訂正いたします。

○藤田委員長 次に、議案第50号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第50号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 議案第50号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、DX施策、デジタルトランスフォーメーション施策について、具体的な方向性を示すとともに、全庁的な展開を図る必要性から、DX施策の主管課であるデジタル推進課の設置を市民部から経営企画部に改めるものでございます。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第50号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第51号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 議案第51号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、先般の人事院勧告に基づき、一般職員の勤勉手当が改定されたことに伴い、12月期の期末手当の支給月数を0.05月、令和5年4月から6月期及び12月期の期末手当の支給月数を1.65月に引き上げるものでございます。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第52号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第52号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 議案第52号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、先般の人事院勧告に基づきまして、市職員の給与等について、若年層の給料月額を平均0.3%引き上げ、また、勤勉手当について、支給月数を一般職員が年0.1月、再任用職員が年0.05月に引き上げるものでございます。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第53号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第53号について、提案者の説明を求めます。財政課長。

○糸賀財政課長 財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

議案第53号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、条例第6条で定めます文言の整理、及び令和2年第1回定例会におきまして積立金の根拠規定でございました法第7条第1項の規定に基づく金額を削除したことに伴います第6条第6号で定めます引用条項の整理をするため改正するものでございます。

以上となります。

○藤田委員長 これより議案第53号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この文言の改正で、現行のと改正案を比べますと、改正案のほうが狭められた形の、この基金の設置のあれはそのような意味合いで取れるんですけども、この辺については基金のいずれかというのと、その辺に、現行法と改正案のこの文言の改正でどのような効果があるのかということをお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 文言の整理でございますが、以前は各号の1という形で規定されていると思うんですが、それは国のほうでも以前は各号の1という言葉を使っておりましたけれども、改正があるたびにいずれかという形にまず直してございます。

それと、何が変わるのかということですけども、範囲については変わらないものでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 以上で議案第53号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号、牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを議題といたします。

議案第62号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 総合窓口課の川真田です。よろしくお願いいたします。

議案第62号、牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて御説明いたします。

本議案は、先ほど御説明いたしました議案第47号の関連議案で、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、指定の取消しについて議会の議決を求めるものです。

平成23年6月より、ひたち野うしく郵便局に住民票の写し等の証明書の交付事務を委託しておりましたが、ひたち野リフレプラザ市民窓口の開設により、令和5年3月31日をもって委託を終了し、市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田委員長 これより議案第62号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 ただいまの説明で、この事務の取消しは来年の3月31日、ひたち野リフレの市民窓口2月1日開設と、そのラップする1か月間というのは、なぜそんな期間が設けられたのか、理由を説明願います。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 お答えいたします。

オープンが定まらなかったということは当初あったんですけども、2月1日に定まったというところではあるんですけども、行政的に年度末をもってというところも一つありまして、そういうことも含みまして3月31日となっております。

また、ひたち野リフレプラザ市民窓口でほぼ全ての業務ができるかと思うんですけども、万が一、この異動の時期なので、何かあったときには担保として1か月、2か月あると十分安心かなというところで3月の末としております。

以上です。

○藤田委員長 以上で議案第62号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第63号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてを議題といたします。

議案第63号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

議案第63号について説明させていただきます。

議案第63号につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてとなります。

当議案は、将来に向けた住民の快適な生活環境のさらなる向上と安定した公共サービスの維持を図るため、3組合の統合・複合化について、当市を含む広域行政の区域である稲敷龍ヶ崎地方の関係各市町村長にて組織される稲敷龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会におきまして、組織体制や経費、圏域住民等への効果などについて統合・複合化のメリット、デメリットなどの検討を行った結果、3つの組合を令和5年4月1日に統合する方針が去る11月7日に決定されたこ

とに伴いまして、地方自治法290条に規定されます一部事務組合が規約変更、解散、財産処分を行う際には関係する地方公共団体の議会の議決が必要となるため、議案の上程を行うものとなります。

施行日につきましては、令和5年3月31日となります。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第63号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 この3組合統合のメリットというところで、経費削減ということが言われていますけれども、牛久の消防、稲広のほうは経費が増えていくと。これは統合と関係なく増えていくということのようですけれども、実際にどれだけ増えたかシミュレーション、増えるのか、現行の体制のまま統合せずに運営を続けた場合と統合した場合との比較というのがこれまでのいろんな説明の中で一回も出ていないんですね。ただ安くなる、安くなるということばかりで、そこら辺のシミュレーションはやったのかどうか。やったとすれば、そういった資料も提出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 今の質問につきまして、以前説明会等で配られたこちらが、比較した結果、10年間では約1億1,726万円削減されるということですので、これが比較の結果の10年間の減額ということになります。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 結論の数字だけが掲げられてあって、その数字の根拠が全く示されていないんですね、その資料。それで、この前の勉強会のときの資料を見ますと、10年間にわたって各費目ごとのシミュレーションした結果は、統合した場合の結果はあるんですが、同様に、統合しない場合の同じようなシミュレーション、そういうものがないと比較が分からないということなんですけれども、いかがでしょうか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 現行の数字と統合後の比較につきましては、11月17日の議会説明資料の資料3の、タイトルが新組合以降後（令和5年度から令和14年度）の10年間のトータルコスト影響額というものについて、こちらの中で地域手当や管理職手当昇給抑制に効果などで、統合した後と統合する前で比較して、4ページに最終的な合計が出ていまして、先ほどのトータルコストや影響額にまとめられたものとなっております。

○藤田委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第63号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第64号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

議案第64号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 議案第64号につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合の

解散に伴う財産処分についてとなります。

当議案は、議案第63号と同じ理由により、組合の解散に伴い、当該組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させる内容となります。

施行日につきましては、令和5年3月31日となります。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第64号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第65号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案第65号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 議案第65号について説明させていただきます。

議案第65号につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてとなります。

当議案は、議案第63号、64号と同じ理由により、組合の統合により、構成市町村及び共同処理する事務の追加、議員定数の改正等を行うものとなります。

議員定数につきましては、龍ヶ崎市7名、牛久市4名、その他の6市町村については各3名ずつとなり、全体で29名となります。

施行日につきましては、令和5年4月1日となります。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第65号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 ごみの問題、これは一般質問でも私も取り上げましたし、今回の議会でも同僚議員から出ておりました。

改めて確認の意味でお尋ねいたしますが、ごみ処理の広域化ということでございますけれども、そうなった場合、現在のクリーンセンター、これはどういうふうになっていくのかお尋ねいたしたいと思います。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 今統合をなされた後の第2段階として考えられているごみ処理の広域化についてなんですけれども、現在の牛久のクリーンセンターを使用するかどうかというところまでもまだ、統合後に検討するという事となっておりますので、その辺は全く白紙の状態ということで聞いております。

以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、あえてごみ処理業務を統合の中に加える意味というものはあるんですかね。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 今回は加わっていないくて、後々加えていくというところと、その理由としましては、国の補助金等が人口が5万人に満たないところについては国庫補助の対象とならない。それと、もう一点が、今後各市町村とも人口が減少していく中、建設費や維持費、ランニングコストの部分の経費の軽減を図るという目的もあって、国の広域化計画もエリアで計画しているということもあり、今の流れとしては広域化に動いているという状況に沿った考えとなります。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 正直申し上げて、方向性がはっきりしないものであると、ごみ処理業務については思います。それで、その辺のごみ処理の広域化については、これは一般質問でも出ましたけれども、地元奥原地区との協定書というものがあまして、その辺については地域住民との話し合いというのはきちんとされているのかどうか、再度確認いたしたいと思います。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 地域住民との話については当課では行っておりませんので、廃棄物対策課のほうで今年の6月か9月、ちょっと記憶が定かではないんですけども、一度行って、具体的な話はまだ何も決まっておりますが、住民に対して今後広域化の流れがあるというお話はしているというふうに伺っております。

以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 ちょっとその辺についてもはっきりしていただかないことには、これは非常に後々問題になってもいけませんので、どうなんでしょう、その辺は今後きちっと説明していくお考えはあるんですか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 地元との協定というのは市として守らなければいけないものと考えておりますので、今の施設を地元の同意なしに広域化するということはあり得ないことだと考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この中にうたわれております第5条で、組合の議会の組織の中で29名というのがうたわれております。現在の議員数が61名というのは皆さんも承知のことだと思うんですが、この辺の議員の数の割り振りというんですか、そちらで組織の在り方について、関わっている共同処理する事務の中でも、取手なんかは一つしかここに関わっていない中で議員数が3人、牛久の場合は2つの事務に関わって4人と、この辺のことがかなりいろいろと、私たちにも知らされたことが新聞報道ということではどうなのかということをお大変疑問に思うんですが、このことについて担当課のほうで答弁できればお願いします。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 牛久市の職員として幹事会や各3つの部会に参加はし

ているんですけれども、議員定数の話については全く触れておりませんので、こういった過程で29名になったのかというのは存じ上げないんですけれども、複合・統合化事務局のほうに決定後に確認したところ、各議会で議論して、衛生組合議会でこの29名という案が出された。それを統合・複合化協議会に諮った結果、その案に決まったというふうに伺っております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私などは一部事務組合の議員に関わっておりませんので、情報が知らされたのは本当にあの新聞報道だけなんです。そういう中で、こういうことが早急に決められるということ、本当に議会軽視ではないかと思うわけですね。その辺の説明が一切なされないまま、それぞれの勉強会ということで3組合の事務局の方などは来て伺っておりますが、そういう中で、私たちはこの議案を審議しなきゃならないというときに、そういう一つ一つがやっぱり分からない中で決めるということは、私どもとしてはどうなのかと大変疑問に思うところなんです。今次長のほうではそれ以上のお答えはできないと思いますが、今後についてやはり議会の、やはりもう少し慎重に対応していただきたい。これは要望で結構です。

○藤田委員長 以上で議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。石原委員。

○石原委員 3組合統合の件でございますが、63号議案、64号議案、65号議案、この3つが出ております。

それで、議会に対する説明では、当初、経費全体が統合をすれば今までよりも安くなるというようにお話でございました。ところが、頂いた資料を詳細に私なりにチェックしてみたところ、負担部分で、牛久市の負担金が令和5年度の負担金と今後10年間、令和14年度の負担金、これを単純に比較してみましても、およそ6,200万円の増になっております。説明とは全く逆です。そして、累計で見ましても、3億6,000万円ぐらいの負担増になっております。これはいかななものかと思えます。

それから、今副委員長からお話が出ましたけれども、議員定数につきましても、今、稲広には牛久市から5名の議員が出されております。衛生組合が4名。合わせて9名になります。それがなぜか今回の統合によって半数以下の4名になる。これも納得できません。つまり、これは議会としての意見も考え方もよく反映されていないものであると断ぜざるを得ないんですね。

そういう意味においてもっともっとこれは議会としても調査研究に努めるべき。調査研究すべきであるという意味において、この統合に関する63号、64号、65号については継続案件として私は扱うべきであると思えます。

以上でございます。

○藤田委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 この複合・統合につきましても、今後、本当に少子化になりますし、財政という意味からも大変になってくると思うんです。ただ、あまりにも早急過ぎる今回の事務局の進め方、一応その事務局の一番のトップであるのが衛生組合で、衛生組合に属していたのでかなりの説明

を私たちは受けているのですが、やはり同じように着地点は今後削減。ただ、結論を急ぎ過ぎてもならないと考えるところでありまして、やはりこの問題は継続としていったほうが、より今後必要性と、それともうちょっと熟慮した方向性が見出せるのではないかと考えるので、継続審議に賛成です。

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

議案第63号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第63号は継続審査とすることに決しました。

ただいま継続審査することに決しました議案第63号につきまして、本委員会は、閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申出をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申出をいたします。

次に、議案第64号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

議案第64号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は継続審査とすることに決しました。

ただいま継続審査することに決しました議案第64号につきまして、本委員会は、閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申出をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申出をいたします。

次に、議案第65号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

議案第65号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は継続審査とすることに決しました。

ただいま継続審査することに決しました議案第65号につきまして、本委員会は、閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申出をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。御苦労さまでした。

次に、付託案件以外の所管事項について、御意見がある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午前11時52分閉会